

こどもの自殺対策に係る法定協議会の効果的な運営モデル構築事業
審査基準

1 採択団体の決定方法

提案された企画について審査を行い、一定の条件を満たし、かつ、各評価項目の得点合計が最も高い者から複数の者を採択団体に決定する。

2 審査方法

提出書類に基づき、こども家庭庁に設置された審査委員会において書類選考を実施する。また、必要に応じて審査期間中に提案の詳細に関する追加資料の提出を求めることもある。

3 評価方法

評価は以下の各項目について次の評価基準による5段階評価とし、当該審査委員会の各委員が各々評価した結果の合計を平均したものを当該提案者の得点とする。なお、公募要領に示す内容を満たさない場合、又は、半数以上の審査委員が評価項目のいずれかについて「劣っている」と評価した場合は、採択しない。

【評価項目】

①採択団体に対する評価

○事業の実施に必要な人員や組織体制が整っているか。

②業務内容に関する評価

○事業の目的、計画について

- ・提案事業の目的が、本事業の目的に合致しているか。本事業において取り組む内容としてふさわしいものであるか。
- ・事業計画が、当該事業の目的を達成するための計画として妥当又は優れたものであるか。当該事業の計画として合理的か。

○事業実施の内容について

- ・事業の実施内容が、具体的に企画されているか。
- ・事業の実施内容は、適正なものとなっているか。

○重点的に取り組むテーマについて

- ・公募要領記載の重点的に取り組むテーマについて、その実施内容が、具体的に企画されているか。
- ・公募要領記載の重点的に取り組むテーマについて、その実施内容は、適正なものとなっているか。

○見込まれる成果について

- ・ 事業により得られる成果等に魅力があるか。
- ・ 事業により得られた成果等の普及を図ることが期待できるか。

○事業の経費について

- ・ 妥当な経費が示されているか。

【評価基準】

「①採択団体に対する評価」及び「②業務内容に関する評価」テーマに係る評価基準は以下の5段階評価を行う。

優れている	5点
やや優れている	4点
普通	3点
やや劣っている	2点
劣っている	1点

4 選定結果の通知

選定終了後、30日以内に全ての公募団体に選定結果を通知する。なお、選定結果の通知に併せ、選定された公募団体に対し、審査委員会の審査意見を踏まえた計画の見直し等を要望する場合がある。